

第7次杉戸町行政改革大綱

令和3年2月

杉戸町

目 次

I	行政改革大綱における基本的な考え	1
	1. 行政改革大綱策定の背景と必要性	1
	2. 行政改革大綱の位置づけ	1
	3. 行政運営の現状と課題	2
	4. これまでの行政改革の取組の成果	5
	5. これからの改革の取組について	5
II	推進期間	7
III	改革の進行管理	7
IV	改革の推進項目	8
	1. 効果的・効率的な行政運営の推進	8
	2. 健全な財政基盤の確立	8
	3. 職員の資質向上・効果的な組織の実現	9
	4. アセットマネジメントの推進	9
	5. 情報通信技術（ICT）の活用	10

I 行政改革大綱における基本的な考え

1. 行政改革大綱策定の背景と必要性

杉戸町はこれまで、「第6次杉戸町行政改革大綱」を策定し、平成28年度から5年間を計画期間として改革の実践・定着化に取り組んできました。

しかしながら、人口の減少や、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化などにより、行政を取り巻く状況が大きく変わっていることや、社会保障関連経費の増加や公共施設の老朽化など、早急に解決しなければならない課題も多く残されています。

その反面、ICT（情報通信技術）の進化や普及により、これまでには不可能だったことが実現できる環境も整ってきています。

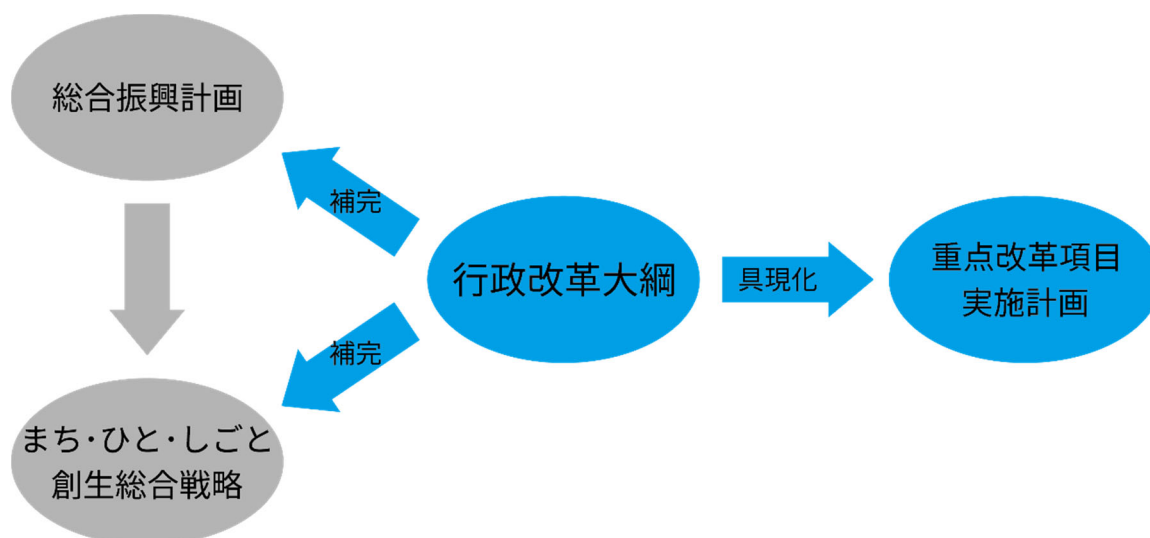
こうしたことから、これまでに行ってきた改革に引き続き、今後も切れ目なく不断の改革に取り組むこととし、その取組の方針を示した「第7次杉戸町行政改革大綱」を策定します。

2. 行政改革大綱の位置づけ

この行政改革大綱は、本町の行政改革の基本方針を示すものであり、町の最上位計画である「総合振興計画（基本構想・基本計画）」や、まち・ひと・しごと創生に関する基本的方向を定めた「杉戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を補完するものです。

行政改革の視点から、総合振興計画などに示すまちづくりを実現するための取組や、持続的な町政運営を行っていくための取組の実施を促します。

なお、具体的な取組項目は、別途策定する「重点改革項目実施計画」に具体的な実施内容や目標などを定めます。

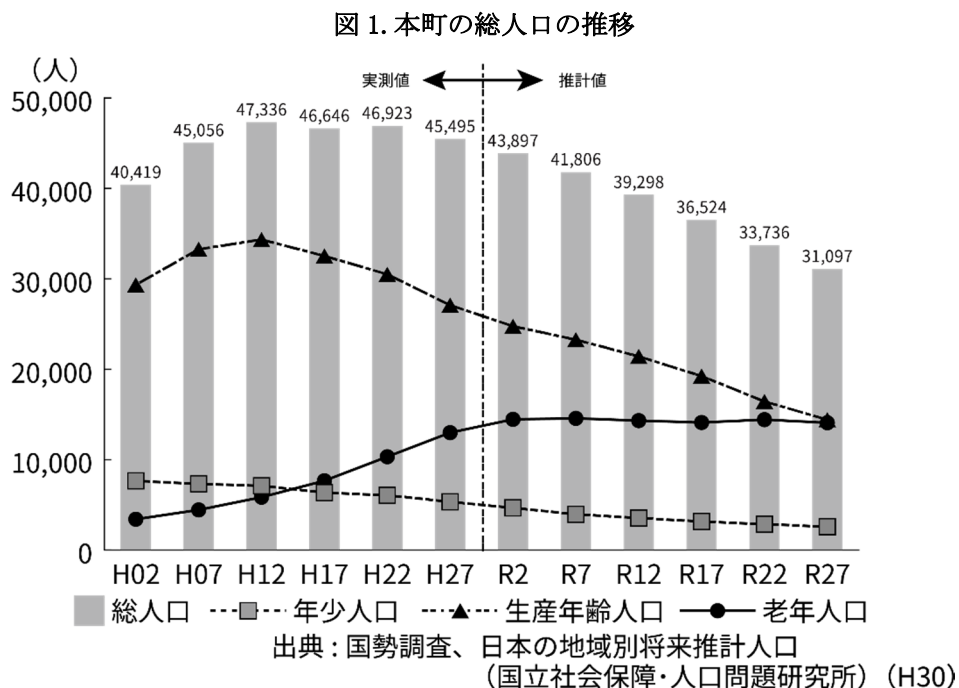


3. 行政運営の現状と課題

全国的な傾向として、人口減少・少子高齢化が進行しており、本町においても総人口は、平成12（2000）年以降、減少傾向となっています。更に、年齢別に推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加していく傾向となっています。

また、当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税収の落ち込みも予測されます。

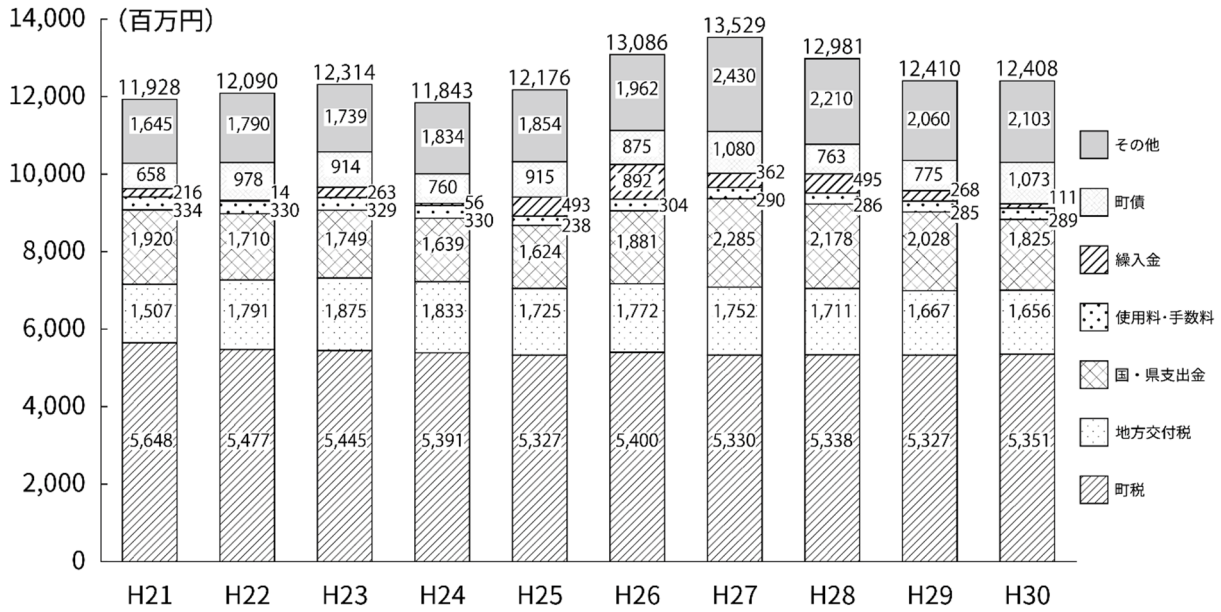
このような状況から、町税の大幅な増加は見込めない一方、公共施設の老朽化対策経費や社会保障関連経費の増加が見込まれており、本町の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。



本町の人口は、国勢調査によると平成12（2000）年の47,336人をピークとして減少傾向に転じており、特に近年においては生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が顕著となっている反面、老年人口（65歳以上）は、5年間で5～7%の増加率となっています。

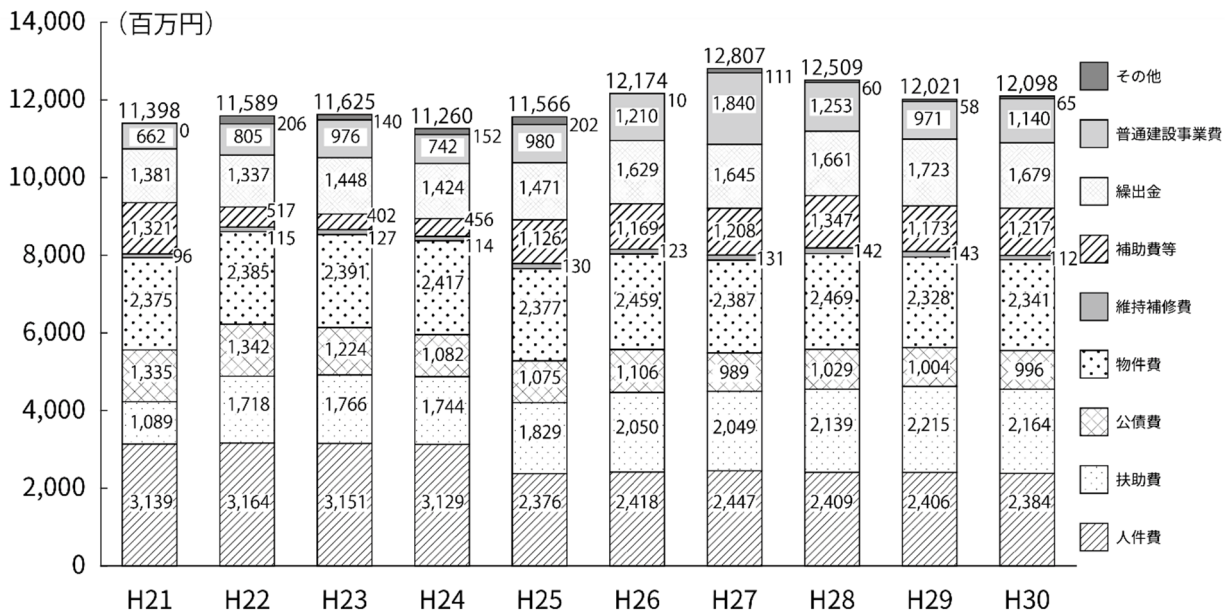
人口の減少に加え、年齢構成の変化が今後の本町に影響を与えると考えられます。

図 2. 本町の歳入の推移



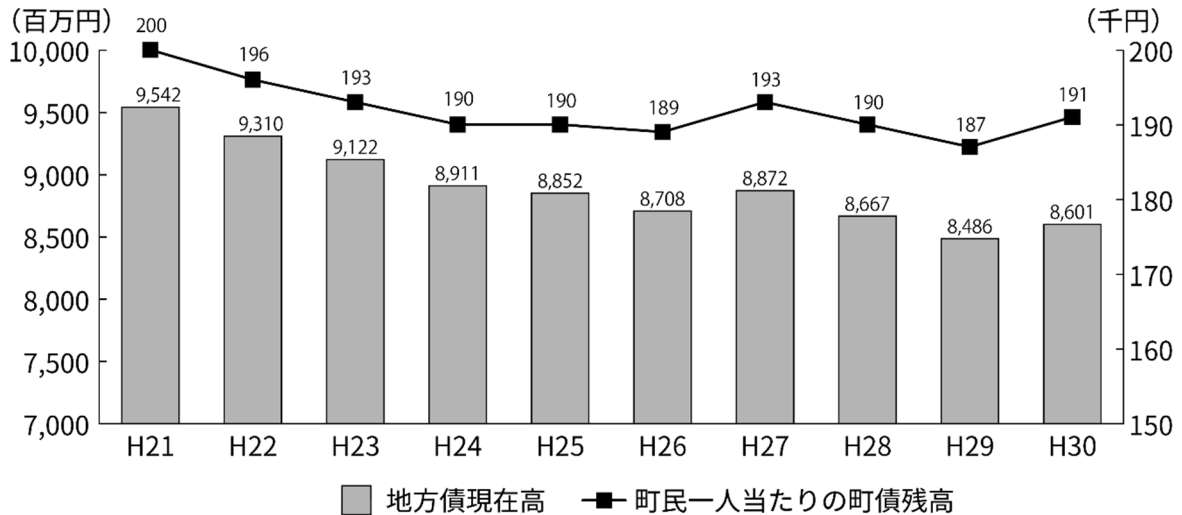
本町の歳入総額は、120 億円前後で推移していますが、10 年前と比べて 4.8 億円、約 4%の増加となっています。その一方で、歳入の柱である町税は産業団地の整備などの増加要因があったものの、10 年前と比べて約 3 億円、約 5.3%の減少となっています。また、地方交付税や国・県支出金なども減少傾向となっており、引き続き国の動向を注視していく必要があります。

図 3. 本町の歳出の推移



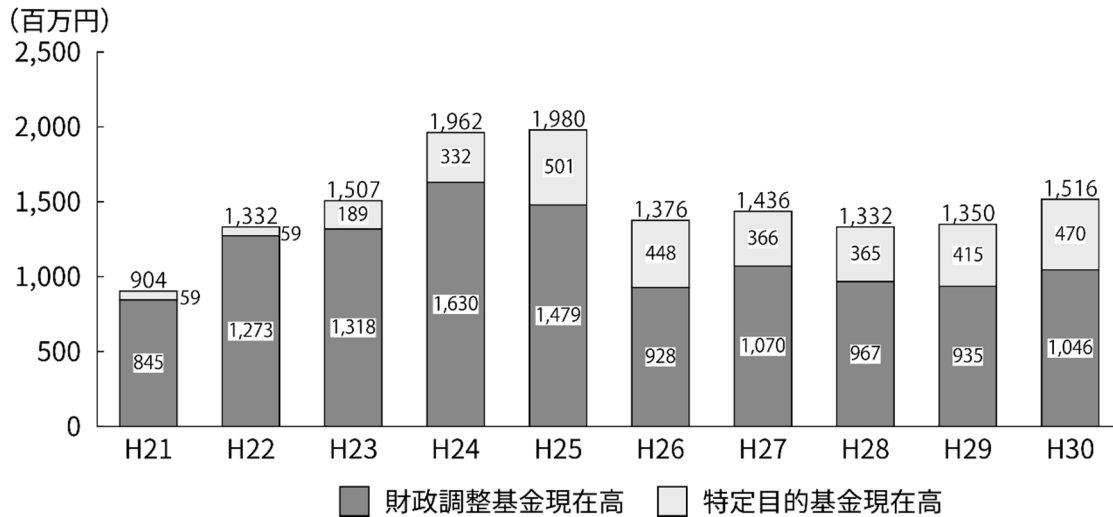
本町の歳出総額は、10 年前と比べて 7 億円、約 6%の増加となっています。特に、社会保障関連経費をはじめとした扶助費は 10 年前と比べて約 10 億円の増加となり、2 倍近い歳出額となっています。また、公共施設の老朽化対策などにより普通建設事業費も増加傾向にあります。

図 4. 本町の町債残高と町民一人当たりの町債残高の推移



本町の町債残高（借金）は借入の抑制などにより、10年前と比べて約9.4億円、約9.9%減少しているものの、公共施設やインフラ施設の修繕などにより、今後は増加していく可能性があります。

図 5. 本町の基金残高の推移



当町の基金残高は、財政調整基金が近年、10億円程度で推移していますが、施設の老朽化対策経費や社会保障関連経費の増加などにより、基金を取り崩しての財政運営が続いています。

4. これまでの行政改革の取組の成果

本町では、これまで、第6次杉戸町行政改革大綱に基づき、「地域創生」、「健全な財政運営」、「サービスの向上」を柱として14項目の重点改革項目に基づいた43の実施項目による改革に取り組み、令和元（2019）年度末時点で約65%が目標を達成し、改革による財政効果額は689,112千円となっています。

しかしながら、一部の改革項目については未達成が続くなど、改革が進まない項目もあり、改革の手法や目標設定などを見直していく必要があります。

改革の柱	達成状況 (達成数/項目数)	削減効果額 (千円)
「地域創生」のための取組の推進	11 / 16	404,814
「健全な財政運営」の確立	7 / 11	150
町民の視点に立った行政「サービスの向上」	10 / 16	284,148
全体	28 / 43	689,112

5. これからの改革の取組について

これまでの行政改革の取組は、「地域創生」、「健全な財政運営」、「サービスの向上」を柱として改革に取り組み、一定の成果を重ねてきました。

今後は、これまでの取組を生かしつつ、より質の高い行政運営を実現していくため、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮しながら、これまでの取組に加え、以下の方針に基づき、より一層効果を意識した取組を推進していくとともに、町民や企業、地域などと協力しながら、行政改革に取り組んでいくこととします。

(1) 最小の経費で最大の効果をあげる

今後の町政運営において、健全な財政状況を維持し、また将来世代に負担を残さないようにするために、さらなる事務・事業の効率化を進めます。

また、事務や事業、サービスの質を向上させ、その効果を最大化していくことも必要であることから、行政改革を単なるコスト削減・効率化の取り組みとするのではなく、事業の効果をさらに高められる方法がないか検討する機会としてとらえ、積極的な改革に取り組んでいきます。

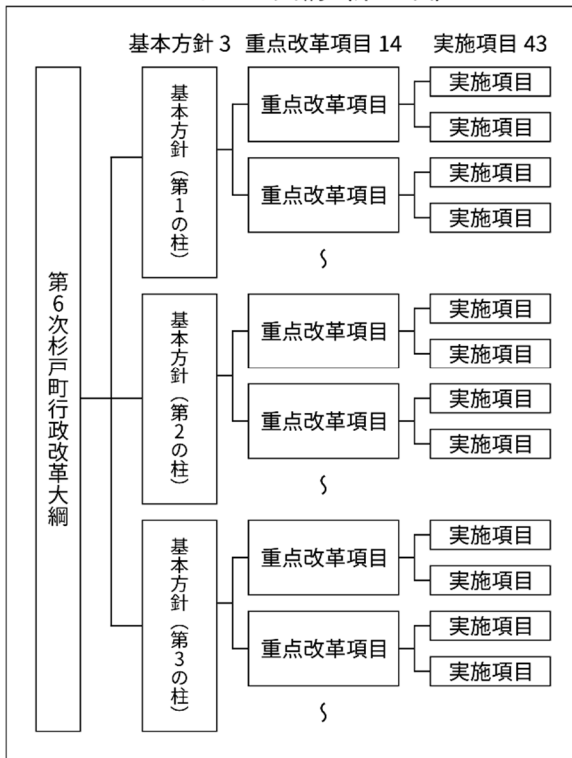
(2) 町の持つ人材や資源を活用した行政運営を行う

効果的・効率的で質の高い行政運営を行うには、町の様々な資源や人材を活用していくことが重要です。

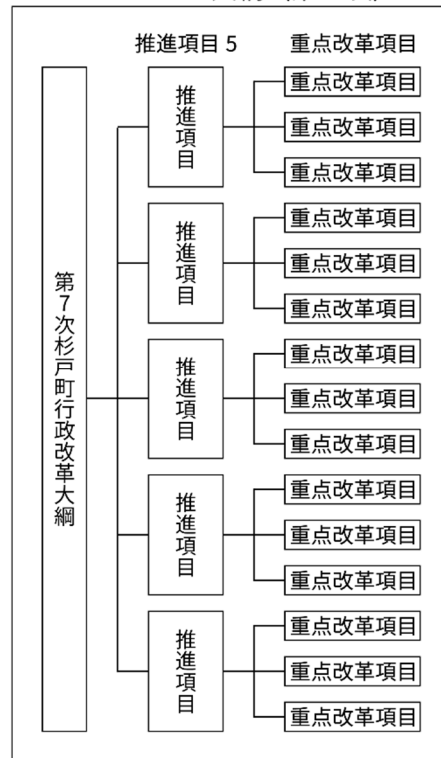
行政が持つ「人・モノ・金・情報（技術）」だけでなく、町民や企業、地域コミュニ

ティなど、すべての人材、資源を有効に活用していきます。

これまでの大綱（第6次）



これからの大綱（第7次）



II 推進期間

大綱の推進期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。
なお、推進期間内においても、必要に応じて取組項目の見直しを行っていきます。

III 改革の進行管理

行政改革の取り組みを着実に推進していくため、庁内に設置する「杉戸町行政改革推進本部」において進行管理を行います。

また、町民や有識者等からなる「杉戸町行政改革推進会議」に取組状況等を適宜報告し、取組内容や成果に対する評価を行い、結果を公表していきます。

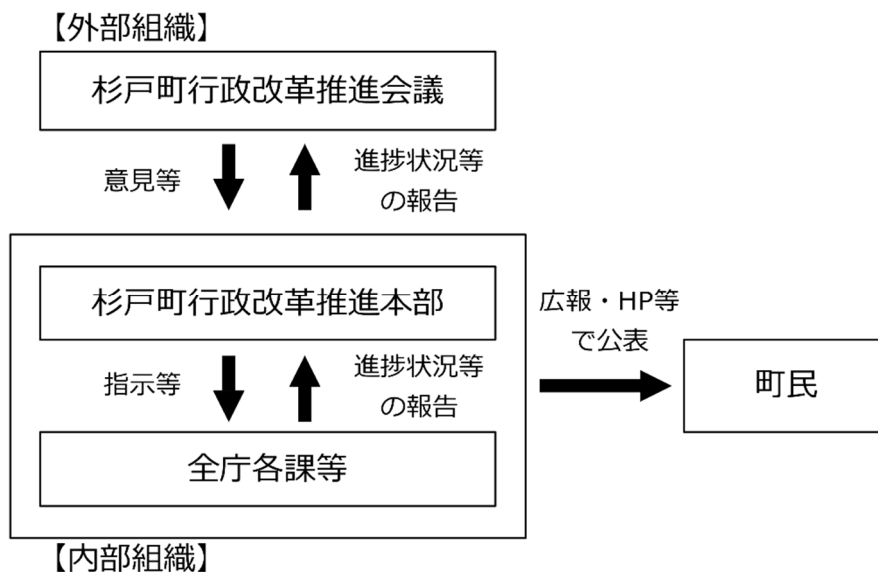
(1) 杉戸町行政改革推進本部

行政改革の推進を図るため、行政改革大綱の策定及び実施に関すること、及びその他行政改革に係る重要事項に関することを審議するため、町長を本部長として、副町長、教育長及び全課長により構成される「杉戸町行政改革推進本部」を設置します。

(2) 杉戸町行政改革推進会議

実施した改革内容やその効果を町民の目線で検証し、以後の改革の実施に生かすため、町民の代表者等により構成される「杉戸町行政改革推進会議」にて、実施内容等の外部評価を行います。

また、必要に応じて、その他行政改革に関する事項についても審議し、町長へ意見・提言等を行います



IV 改革の推進項目

1. 効果的・効率的な行政運営の推進

公共サービスをより充実したものとするため、事務事業の手順や効果等を検証し、簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、行政が果たすべき役割を改めて見直し、民間がより効率的に実施できるものは民間に委ねます。

(1) 業務の簡素化・効率化

全ての事務事業に対して、その目的や内容を明確にするとともに、前例にとらわれず、業務プロセスやその効果について見直し・検証を行い、各種事業を簡素で運用しやすいものに再構築していきます。また、事務の標準化や広域的な事務処理など、効果的、効率的な事業の実施を図るとともに、その効果を常に把握し、以後の検証や改善につなげていきます。

(2) PPP（官民連携）の推進

事業の効率化やサービス水準の向上を目的として、民間と連携した事業の実施や、業務のアウトソーシング、指定管理者制度など、様々な手法の中から、最も有効な手法を選択し活用していきます。

(3) 行政と町民（地域）の役割分担と協働体制

行政が実施しなければならないこと、民間が行うべきことを常に見極めながら、行政と町民（地域）や企業が役割を分担し、それぞれができることを見つけながら課題の解決を図っていきます。

※PPP … Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

2. 健全な財政基盤の確立

将来にわたり、健全で持続的な財政運営を行うためには、歳入規模に見合った財政運営が必要です。

様々な町民サービスを提供しつつ、健全な財政運営を維持するために、歳入の確保と経費節減、計画的な事業の実施などを進め、将来に負担を残さない財政運営を行っていきます。

(1) 歳入の確保

町税の徴収率の向上や滞納整理、課税客体の正確な把握による歳入確保策を進めるとともに、受益者負担の適正化や、国・県からの補助金等の確保に努めます。

また、今後の行政需要を見込み、あらゆる財源について導入を検討していきます。

(2) 歳出の見直し

定期的に事務事業の点検を実施し、事業の実施内容や費用の見直しを図ります。

(3) 持続的な財政運営

町の財政状況を適切に把握しながら計画的な財政運営を行い、健全で持続的な財政運営を図っていきます。

また、特別会計、公営企業会計の健全な運営を図っていきます。

3. 職員の資質向上・効果的な組織の実現

質の高い行政運営を支えるためには、それを支える職員一人ひとりが町民サービスの担い手であることを常に意識するとともに、限られた職員数で行政サービスの水準を維持・向上させるため、職員の能力や意欲の向上、業務に対する創意・工夫を図っていく取組を進めていきます。

(1) 職員が能力を発揮できる環境づくり

個々の職員の能力を十分に発揮できる組織編制、人員配置を行っていきます。

(2) 職員の業務内容の適正化

行政が実施しなければならない業務範囲を見極めたうえで、職員は、職員でなければ対応できない業務に注力していきます。

(3) 職員の育成

研修やOJTの充実により、「目標を持ち、その実現に向かって自ら考え主体的に行動する」ことのできる職員を育成していきます。

(4) 労働環境の整備

働き方改革を進めることにより、健全な労働環境を整備していきます。

(5) 職員定数と給与の適正管理

職員の資質の向上や効果的な配置、事務の効率化などを進め、職員数の適正化を図りながら人件費の抑制を図っていきます。

4. アセットマネジメントの推進

公共施設をはじめとする公共資産は老朽化が進むとともに、利用者の人口構成の変化などに伴い、施設の利用状況も変化しています。

町の持つ資産を正確に把握し、施設の必要性や将来の利用の見込みなどを踏まえ、計画的な維持管理や改修、機能の集約や統廃合などを進めていきます。

(1) 公共施設等の適正管理

公共施設等総合管理計画に基づき、インフラ資産を含めた公共施設の計画的な維持管理や改修を進めるとともに、機能の集約や施設の統廃合についても検討していきます。

(2) 公有財産の有効活用

民間のノウハウを活用した公有財産の有効活用や公有財産の集約化、あるいは売却等を進めていきます。

5. 情報通信技術（ICT）の活用

業務の効率化や質の向上を図るためには、職員や組織の適正化や手順の見直しなどに加え、様々な情報通信技術を効果的に利用していくことが必要です。

様々な技術の利活用方法を見極め、効果的に利用することによって質の高い行政サービスの提供を図っていきます。

(1) ICT の有効活用

情報通信技術の急速な発展による町民のライフスタイルやコミュニケーションの方法の多様化・複雑化に的確に対応するため、様々な行政サービスに ICT を積極的に取り入れていきます。

また、ICT を有効に活用することにより、事務の効率化やコスト削減を図るとともに、事務処理時間の短縮などによる町民サービスの向上や職員の労働環境の整備などを推進します。

(2) システムの集約化と情報セキュリティの強化

庁内の各種システムの汎用性を高め、様々な事務に活用できるものは積極的に活用していくとともに、情報セキュリティを強化していきます。